

地縁団体設立の手引き

能 美 市

目 次

【事務手続き】

地縁団体の設立について	2
1 申請の要件	3
2 認可申請に必要な書類	3
3 認可の要件	3
4 証明書の交付	4
5 告示事項の変更	5
6 規約の変更	5
7 地縁団体に係る税	6
8 区域の明確化	6
9 その他	6

【様式・記載例】

認可申請書	7
認可申請をすることについて総会で決議したことを証する書類	8
構成員の名簿	10
代表者の証明書	11
代表者の承諾書	12
証明書交付申請書（告示事項）	13
告示事項変更届出書	14
規約変更認可申請書	15
地縁団体認可証	16
町会規約（例）	17

【参 考】

地方自治法（抜粋）	21
-----------------	----

◇地縁団体の設立について

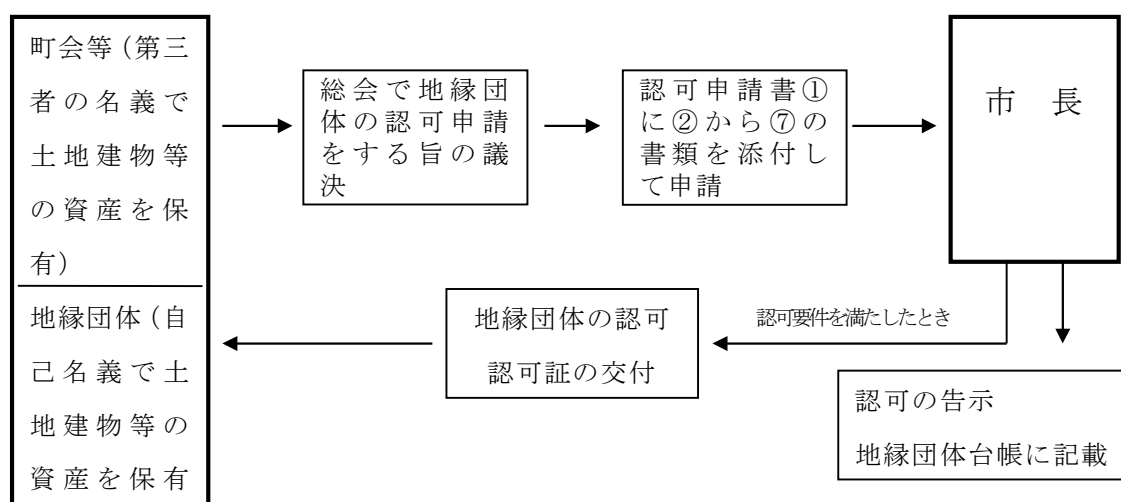
平成3年4月2日に地方自治法の一部を改正する法律、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部を改正する政令並びに地方自治法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されました。

これまで町会の名義で不動産登記ができないことなどから、相続など財産上種々の問題が生じています。

この改正によって町会が所定の要件を満たし、市長の認可を受けたときは地縁団体として町会名義で不動産等を保有することができるようになりました。

なお、認可を受けた地縁団体は法人税などの課税対象となりますので、地縁団体の認可申請をしようとするときには注意が必要です。

地縁団体認可申請手続きフロー



- ① 認可申請書
- ② 規約
- ③ 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ④ 構成員の名簿
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

町会等が地縁団体の認可申請をするに当たっては、次の１から９までの事項に留意してください。

1 申請の要件

町会等が地縁団体の設立認可申請をするためには、町会等の総会において、地縁団体の認可を申請する旨の決定（議決）をしていることが必要です。

2 認可申請に必要な書類

町会等が地縁団体の設立認可を申請するときは、次の書類を市長に提出しなければなりません。認可申請手数料は不要です。

（１）認可申請書〔別紙１〕

認可を受けようとする地縁団体の名称、事務所の所在地、代表者の住所及び氏名を記載したもの

（２）規約〔別紙 1 0〕

規約には、目的、名称、区域、事務所（１団体につき１箇所）の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項及び資産に関する事項が記載されていなければなりません。

構成員の資格については、区域内に住所を有する個人がすべて地縁団体の構成員になることができること及び正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めてください。

（３）認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類〔別紙２〕

総会の議長及び議事録署名人の署名したもの

（４）構成員の名簿〔別紙３〕

住所及び氏名を記載したもの（年齢は関係ありません）

（５）良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

直近の年の総会資料（事業計画書、活動報告書及び収支予算書等）

（７）申請者が代表者であることを証する書類

総会の議長及び議事録署名人の署名した証明書〔別紙４〕

町会の代表者となる旨の承諾書〔別紙５〕

3 認可の要件

２の認可申請を行った町会が地方自治法第２６０条の２第２項に規定する要件を満たしている場合は、市長が地縁団体の認可を行い、認可証〔別紙 9〕を交付した後、これを告示します。

地縁団体は、市長の告示があるまでは第三者に対抗することはできません。

告示する内容は、

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- ⑨ 認可年月日

です。

※【参考】地方自治法第260条の2第2項

第1号 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

第2号 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(例えば、河川、道路等により区域が画されていることなどをいいます)

第3号 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(区域内の法人、組合等の団体が賛助会員等になることを妨げるものではありません。賛助会員等は議決権を有せず、役員にはなれません。)

第4号 規約を定めていること。

4 証明書の交付

3の告示をした事項に関する証明書（地縁団体台帳の写しに原本証明をしたもの）の交付を受けようとするときは、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した「証明書交付申請書〔別紙6〕」を市長に提出してください。

証明手数料は、能美市手数料条例の規定により1件につき300円です。

証明書を郵送により請求することもできますが、この場合は手数料のほか郵送料が必要です。

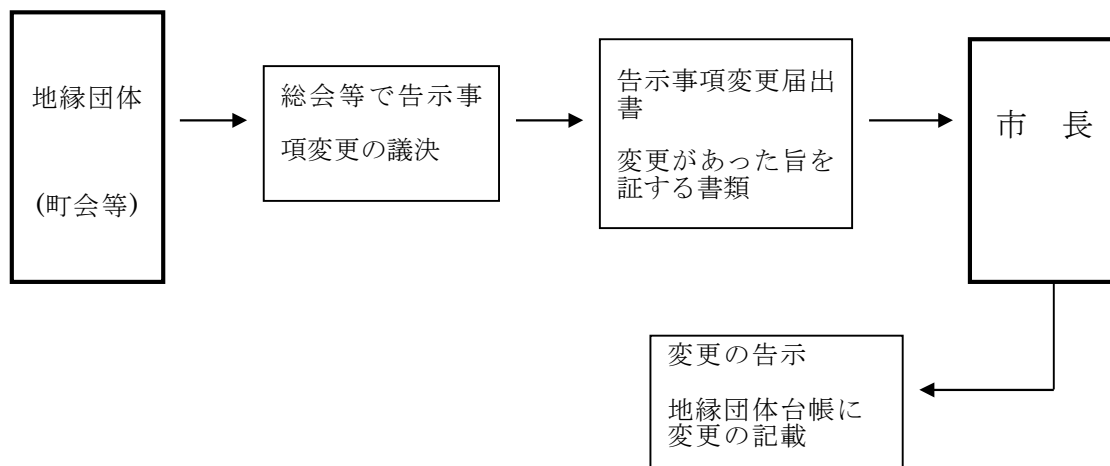
この証明書をもって、不動産の登記を法務局で行うこととなります。

5 告示事項の変更

地縁団体は、告示をした事項に変更が生じたときは、「告示事項変更届出書〔別紙7〕」に「変更があった旨を証する書類」を添えて市長に届出してください。

市長は届出があったときは、告示した事項のうち変更があった事項及びその内容を告示します。

告示事項の変更手続きフロー

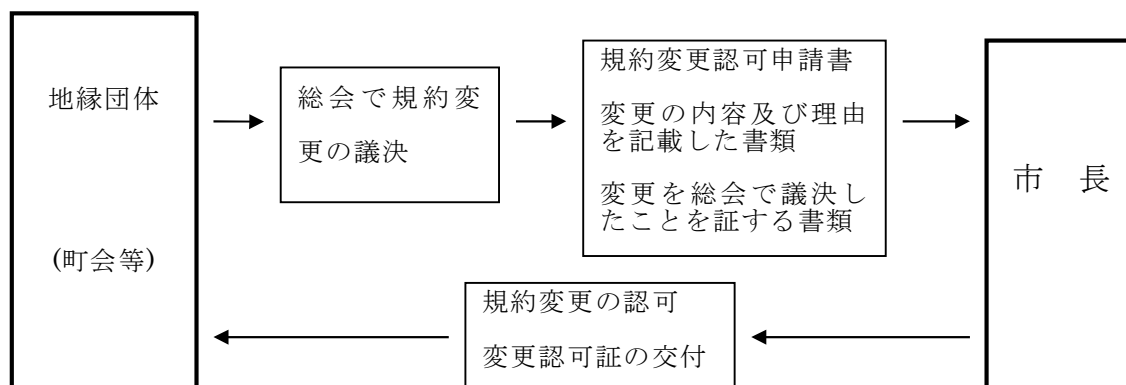


6 規約の変更

規約に変更があった場合は「規約変更認可申請書〔別紙8〕」に「変更の内容及び理由を記載した書類」及び「変更を総会で議決したことを証する書類」を添付して市長に提出してください。

規約の変更は、市長の認可を受けなければ、その効力が生じません。

規約変更の手続きフロー



7 地縁団体に係る税

認可を受けた地縁団体は、法人税法上公益法人等とみなされ、法人税の課税対象となります。

消費税法については、適用除外団体とされます。

その他不動産の取得に当たっては、登録免許税が必要であり、固定資産税、不動産取得税などについても課税対象となります。

8 区域の明確化

地縁団体の区域が2町以上にまたがったり、複雑に入り込んだ境界設定がなされている場合は、区域を明確にするために区域図、公図及び土地調書等の作成に協力をお願いすることがあります。

9 その他

地方自治法第260条の20により地縁団体が解散した場合、市長は次の事項について告示することになっています。

①名称 ②区域 ③事務所 ④清算人の氏名及び住所 ⑤解散事由

⑥解散年月日

また、清算が完了した場合は、前記①②③④の外、清算完了の年月日を告示します。

なお、地縁団体は特定の政党のために利用してはならないことになっています。

記 載 例

〔別紙 1〕

年 月 日

能 美 市 長 あて

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、**地域的な共同活動を円滑に行うため**認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

<記載例>

〇〇年〇〇町会総会議事録

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 午前(後)〇時〇〇分から
午前(後)〇時〇〇分まで
- 2 開催場所 〇〇公民館（集会所）
- 3 出席会員数 〇〇名
- 4 出席者氏名 別紙のとおり
- 5 議 題 第1号議案
地方自治法第260条の2の規定による認可団体の申請
について
第2号議案
〇〇町会規約改正について
- 6 議 事
第1号議案並びに第2号議案について町会長より原案を提出し、全員の賛成を得て可決した。併せて代表者も決定した。

〇〇年〇月〇日

議 長
議事録署名人
議事録署名人

上記は、〇〇年〇〇町会総会の議事録の写しであることを証明する。

〇〇年〇月〇日

〇〇町会 代表者

議案第 ○ 号

地縁による団体の認可の申請について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 に規定する地縁による団体の認可を受けるため申請する。

〇〇年 ○ 月 ○ 日提出

〇〇年〇月〇日開催された〇〇町会総会において地縁による団体の申請をする旨議決されたことを証明する。

〇〇年〇月〇日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

〇〇町会構成員名簿

住 所		氏 名
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	
〇〇町	番地	

代 表 者 証 明 書

住 所 能美市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇

上記の者は、〇〇町会の代表者であることを証明する。

〇〇年〇月〇日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

代 表 者 承 諾 書

私は、〇〇町会の代表者となることを承諾します。

〇〇年〇月〇日

住 所

氏 名

記 載 例

〔別紙 6〕

年 月 日

能 美 市 長 あて

申請者の氏名及び住所

氏 名

住 所

証 明 書 交 付 申 請 書

下記の地縁による団体に係る地方自治法第260条の2第10項の規定に基づいて告示された事項に関する証明書を交付されたく、同条第12項の規定により申請します。

記

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

年 月 日

能 美 市 長 あて

地縁による団体の名称及び
事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

記 載 例

〔別紙 8〕

年 月 日

能 美 市 長 あて

地縁による団体の名称及び
事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〔別紙 9〕

能美市指令収能美総務第 号
年 月 日

〇〇町会

代表者 〇 〇 〇 〇 様

能 美 市 長

地 縁 団 体 認 可 証

年 月 日付けで申請のあった下記の団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可する。

記

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 地縁団体の名称 | 〇〇町会 |
| 2 | 地縁団体の住所 | 能美市〇〇町〇〇番地 |
| 3 | 認 可 年 月 日 | 〇〇年〇月〇日 |

〇〇町会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会の名称は、〇〇町会（以下「会」という。）と称する。

(区域)

第2条 会の区域は、〇〇の地域とする。

(構成員)

第3条 前条に規定する区域に住所を有するすべての個人及び事業所は、構成員となることができる。ただし、事業所は賛助会員とする。

(事務所)

第4条 会の事務所は、町会長宅に置く。（又は集会所に置く。）

第2章 目 的

(目的)

第5条 この会は、その地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第6条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 構成員相互の親睦に関すること。
- (2) 構成員相互及び会内外の各種団体との連絡調整に関すること。
- (3) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (4) 防火、防犯、交通安全に関すること。
- (5) 集会施設等所有する資産の管理及び運営に関すること。
- (6) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 役 員

(役員の種類)

第7条 この会に次の役員を置き、それぞれ次の任務を分掌する。

役 職 名	人数	任 務
町会長	1 名	会を代表し、会務を総括する。
副町会長	〇名	町会長を補佐し、町会長に事故あるときはその職務を代理する

会 計	1 名	会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する
会計監査	〇名	会の会計監査を行う
生産組合長	1 名	農事に関することの連絡並びに事業の推進を図る
公民館長	1 名	文化並びに体育の向上発展のため館務を統括する
班長	〇名	班を代表して会務に協力する

(選出方法)

第 8 条 役員の選出は、総会において出席者の投票により構成員の中から選出する。

2 班長は各単位構成員の中から選出する。選出方法は、原則として輪番制とする。

(任期)

第 9 条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 1 0 条 会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とし、1 世帯につき 1 名の会員をもって構成する。

3 役員会は、会計監査を除く第 7 条の役員をもって構成する。

(招集)

第 1 1 条 定期総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、構成員の 5 分の 1 以上の請求があったとき又は役員会において総会開催の議決があったときに町会長が招集する。

3 役員会は、必要に応じて町会長が招集する。

(議決事項)

第 1 2 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認
- (2) 予算決算の承認
- (3) 資産管理報告の承認
- (4) 会費改定の承認
- (5) 規約の改正
- (6) 役員の選出
- (7) 班編成の承認
- (8) その他会の重要事項に関すること

2 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議することができる。この場合、次の総会で承認を受けなければならない。

(成立要件並びに議長及び議決)

第13条 会議は、会員又は役員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状により代理人をたてることができる。

2 総会の議長は出席会員の中から選出し、役員会は町会長が議長となる。

3 会議における議決は、出席者の過半数でこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(班の設置)

第14条 会の運営を円滑に行うために、班を置く。

2 班の編成は、当該住民の協議を経て役員会の議決及び総会の承認を受ける。

第5章 資産及び会計

(会計年度)

第15条 会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(収入)

第16条 会は、次の収入により運営する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 補助金

(4) その他

(会費)

第17条 構成員は、総会で定める会費を毎月納入しなければならない。

(支出)

第18条 支出は、総会で議決された予算に基づき、会の目的に従って行う。

2 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払戻しをしない。

(会計及び資産帳簿の整理)

第19条 会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整理する。

2 構成員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(資産の管理運用)

第20条 会の資産は、最も確実かつ有利な方法により管理運用しなければならない。

(監査と報告)

第 2 1 条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第 6 章 入会及び脱会

(入会)

第 2 2 条 会に入会しようとするものは、班長又は町会長に届け出るものとする。

会の区域に入居した世帯又は開業した事業所があったときは、会はその世帯又は事業所にこの会の主旨を説明し、入会の案内をするものとする。

2 会は、正当な理由がない限り会の区域に住所を有するものの入会を拒んではない。

(脱会)

第 2 3 条 構成員の脱会は次の場合とする。

(1) 会の区域に住所を有しなくなったとき。

(2) 本人の申出があったとき。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

【参考】 地方自治法（抜粋）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動~~を円滑に行うため~~市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- (平三法二四・追加、平一一法一六〇・平一四法七九・平一四法一〇〇・平一六法七六・平一六法一四七・平一七法八七・平一八法五〇・平二〇法二三・一部改正)

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一 財産の状況を監査すること。

二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。

ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

- ② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

- ③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決

議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・旧第二百六十条の三十八繰上・一部改正)

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然

と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

(平二六法四二・追加)

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前

条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

(平二六法四二・追加)

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。